

## 東西線駅名選定基準（案）

東西線の駅名を決定する際の指標とする「東西線駅名選定基準」は、本市南北線や他都市における駅名選定基準を総合的に考慮し、以下のとおりとする。

- ① 次の名称を総合的に考慮し、いずれかふさわしいものとする。
  - a) 駅所在地や周辺の町名又は字名
  - b) 駅付近の公共施設名
  - c) 地域の名所旧跡、山河、通りの名称、公園など
  - d) 上記地名等と位置関係の分かる文言（方角等）とを組み合わせた名称
- ② 難読名称は避ける。
- ③ 長い名称は避ける。
- ④ 複数駅で類似した名称は避ける。

## &lt;仙台駅の取扱いについて&gt;

仙台駅については、地下鉄南北線や JR 線との位置関係も考慮すると同じ名称を用いるのが望ましいため、上記基準の適用外とし、現在の仮称駅名のとおり「仙台駅」とする。